

令和2年度第2回印西市通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木) 午前10時～11時
- 2 開催場所 印西市役所4階 41会議室
- 3 出席者 池亀 節雄 委員、加藤 知巳 委員、片岡 正行 委員、
神谷 ちぐれ 委員、赤堀 久里子 委員、玉城 愛 委員、
佐久間 庸夫 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、渡邊学務課長、寺島副参事、秋山係長、小森谷主査
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 (1) 滝野中学校及び西の原中学校に係る通学区域の変更について
(2) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

始めに、会議次第、資料としまして、滝野中学校及び西の原中学校の通学区域変更図(案)、滝野中学校の施設の配置図、西の原中学校の施設の配置図、参考資料としまして、令和2年度第1回印西市通学区域審議会会議録となりますが、不足はございませんでしょうか。

<不足なし>

事務局 続きまして、会議の公開と傍聴規定についてでございます。

当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の傍聴者は、現時点でおりませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、会議の録音及び会議録の署名等についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、2名の委員の方をお願いしておりますが、

本日は、神谷委員と赤堀委員にお願いいたします。

なお、会議録の公表につきましては、ご署名後、市役所行政資料室への設置やホームページへの掲載を予定しておりますが、公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行うことといたします。

それでは只今より、令和2年度第2回印西市通学区域審議会を開催いたします。

始めに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市通学区域審議会設置条例第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、7名中7名でございますので、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

始めに、次第の2、会長あいさつ、池亀会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

池亀会長、よろしくお願いいたします。

会長 年末の大変お忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日、35人学級を小学校の全学年で実施するという報道がありました。

中学校については、今後検討を継続するということですが、本審議会の審議内容に関わってくる内容でした。

いずれにいたしましても、本審議会では審議しております該当地域の児童生徒数の急増への対応は、急を要することであり、諮問内容の審議について、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

ここから先の進行は、池亀議長にお願いいたします。

議長 それでは、次第の3、議事に入ります。

(1) 滝野中学校及び西の原中学校に係る通学区域の変更についてを議題とします。

始めに、本日配付の資料について、私の方からお話してもよろしいでしょうか。

事務局 はい。

議長 こちらは、滝野中学校と西の原中学校の配置図になります。

西の原中学校で増築した棟は、資料の普通教室棟と書かれた場所となります。

滝野中学校では、クラブハウスと書かれた辺りに増築を計画しているとのこと
です。

実際の敷地を見るとこのような状況であり、運動場の広さについては、滝野中
学校は9,943 m²、西の原中学校は13,767 m²で、滝野中学校の運動場は、西の原中
学校の3分の2程度となっておりますので、ご確認ください。

前回の話し合いの中で、今後、西の原中学校の生徒数が増加し、増築が必要に
なった場合の場所ですが、建物敷地と書かれている場所辺りに建築することが
できるかどうかというお話がありましたが、この点について、事務局の方から
何かございますか。

事務局 こちらの敷地につきましては、前回お話がありましたとおり配管が埋まって
いるとのことで、増築工事の工期が通常よりかかってしまう可能性はございま
すが、増築をすることは可能であることを確認しております。

議長 滝野中学校について、今後、更に増築ということになりますと、場所としては、
グラウンドしかないということによろしいですか。

委員 グラウンドしかないと思います。

議長 それでは、その他、委員の皆様からご質問、ご意見等があれば、お願いいた
します。

委員 滝野中学校の増築部分のことですが、プールを滝野小学校と一緒に使用して
もらうような形にして、滝野中学校のプールを無くして、その場所に増築する
ことはできませんか。

議長 滝野中学校の増築工事は、令和5年度から教室が使用できるようになる関係で、
現状では、令和4年度に滝野中学校の教室数が不足するおそれがあるため、今回、
審議をしているところであり、少なくとも、令和4年度についてどうするかを
検討しなければなりません。

今、委員からご質問のあった件につきましては、更に増築が必要となった場合
に、検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 校舎を増築するためには、議会の承認が必要で、設計だけで1年近くかかり、
滝野中学校の増築工事については、教室数の関係で、鉄筋コンクリート造の3階
建てになるため、これまでのプレハブ校舎より、工期がかかってしまいます。

プールの位置に増築をすることも検討いたしましたが、プールを壊す工事だけ

でも、設計を含めて2年近くかかってしまう場合もあり、時間がかかってしまいます。

滝野中学校のグラウンドは狭く、極力グラウンドには建設したくないため、もし、今後、更に増築が必要となった場合には、プールを壊して、そこに増築することも検討していくことになると思いますが、現時点では、クラブハウス脇の敷地に増築することで対応したいと考えております。

委員 今後増築する校舎がどのようなものになるのか、この審議会の中で見せていただくことはできますか。

事務局 まだ設計中であるため、お示しすることができません。

委員 令和4年度に教室が不足してしまうということですが、令和4年度の牧の原三丁目と草深地区の中学1年生は19人しかおらず、少ない人数で滝野中学校より大きな西の原中学校に行くというのは不安なことなので、できることであれば、通学区域を変更する時期をその地区の生徒が100人を超えてくる令和7年頃にしていただきたいと思います。

議長 他の委員はどうですか。

委員 今お話のあった件で、滝野中学校のキャパシティーの問題が大きいのかなと思いますが、草深や牧の原三丁目から滝野中学校へ通学を希望する児童への対応については、新しく学区を変更していくのですから、特に兄弟関係については、子供達のフォローや保護者の負担軽減に配慮した方が良いと思います。

一つは、当面の間などの経過措置を設けることについて、答申に入れるのか考えていく必要があると思いますが、個人的には、当面の間というのはあいまいになってしまうため、このような場合は、あくまでも個別的な対応をしていくべきであると思います。

そのため、あえて答申には入れていかななくても良いのではないかなと思いますが、配慮は必要であると思います。

議長 前回の会議の中で、上の兄、姉が滝野中学校に通学している場合には、下の子については、柔軟に対応していきたいとのことでした。

経過措置を設けることは大事なことであるとは思いますが、令和4年度には、滝野中学校の教室数が不足する予想がある中で、この状況をどうするかが第一であると考えます。

あらかじめ、人数が少ない時期に通学区域を見直すことが良いのではないかと

いうご意見もありますが、いかがですか。

委員 牧の原三丁目というのは、住宅を購入したばかりのご家庭が多く、今から小学校に進学する子が多いと思います。

草深の二本松、三夜後、十町歩地区というのは、平成28年度に西の原中学校区から滝野中学校区に変更となった地区で、すごく近い場所に学校があるのに、通学区域が変わったということで、個別にお願いしたが認められず、牧の原小学校、滝野中学校に通っているご家庭もあると聞いております。

その時には、464号線を渡ることが子供達にとって危険であるということだったので、子供達を説得して、通学区域の変更に応じたが、464号線の状況は何も変わっていないのに、何年か後にまた変更することになり、今回の変更を理解していただくのは難しいことだと思います。

線を引くとしたら、草深地区は入ってしまうと思いますが、通学区域を一度変更しているため、草深地区は個別に対応していただきたいと思います。

今後の生徒数の推移を見ても、牧の原三丁目はすごく増え続けていますが、草深地区はあまり増えず、人数も少ないので、草深地区と一緒に審議をするのではなく、個別に対応していただきたいと思います。

議長 このご意見について、他の委員はいかがでしょう。

<意見等なし>

議長 それでは、草深地区については、事務局の方で検討していただくということでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 その他ございますか。

委員 今お話にありました通学路の安全については、非常に重要なことであると思います。

特に464号線の横断は、本当に気を付けたいところです。

464号線を横断する場所は2か所考えられ、1か所は牧の原消防署の前、もう一か所はジョイフル本田のガソリンスタンドの前を利用したいと思います。

登校時はそれほど通行量が多くありませんが、下校時はジョイフル本田の利用客の通行量が多く、特に白井方面に向かって、急いで曲がろうとする車が危険であると感じています。

誘導員の方を付ければ良いと思いますが、現実的には非常に難しいことなので、生徒達への安全指導の徹底はもちろんのことですが、車や横断者に対して注意喚起する看板の設置の要請などをしていただければ良いのかなと思います。

議長 その他、ございますか。

委員 確認ですが、自転車通学が可能な範囲を教えてください。

私が通勤途中に、目の前で印旛中に自転車で通学途中の生徒と車との衝突事故があり、生徒も携帯電話を持っているわけではないので、立ち尽くしている状況で、幸い大きな怪我はなかったのですが、出勤者も時間に急いでいるため、大したことがなければ、そのまま警察に届けずに行ってしまう場合も考えられます。

大きな道路であれば、人目に付きますが、小さな道路を利用している生徒達ほどの経路で通学してくるのか、一人一人の状況を学校で把握をして、自転車通学を許可していくことも大事なのではないかなと思います。

議長 西の原中学校と滝野中学校の自転車通学の範囲はわかりますか。

委員 西の原中学校につきましては、原則、直線距離ではなく、実際の距離で2キロ程度を目安としており、最終的には、保護者、本人に決めてもらっております。

また、防犯上の面で、登下校が一人になって危険である場合などには、2キロ未満でも許可しております。

懸念されるのは、先ほど、他の委員からもありましたが、ジョイフル本田に出入りする車から歩道の見通しが悪いため、自転車通学の生徒に限らず、安全面では非常に心配であり、通学区域の変更をする場合には、何らかの対策をしていく必要があると思います。

議長 今回通学区域の変更を検討している地区については、西の原中学校から2キロ以内の範囲であるため、徒歩で通学する生徒が多いと想定されます。

滝野中学校はいかがですか。

委員 滝野中学校は、今のところ2キロ以上で自転車通学を許可しており、今回審議している草深地区のみとなっております。

ただ、滝野中学校は、学区外から来る生徒も多く、親の責任の下で自転車通学を許可しております。

議長 今のお話では、牧の原三丁目地区は徒歩で、草深地区は自転車通学を許可しているということよろしいですか。

委員 はい。

議長 委員の皆様から安全に関わることが出ておりますが、これについて、事務局から何かございますか。

事務局 安全対策として、通学路につきましては、市役所の中に、指導課が主で行っている通学路に関する安全対策検討会という会議があり、その会議には印西警察署の方もメンバーに入っており、そこで通学路の状況などについて話し合いをしていると聞いております。

その中で、審議会でもいただいたご意見などを議題としていくことは可能であると思いますので、そういったところに働きかけを行っていくことになると思いますが、そこで議論があった件について、全て対応できるとは限らず、信号機の設置については要望が多く、何年もご要望にお応えできていないということも聞いております。

議長 その他ございますか。

委員 現在、草深地区から西の原中学校に通っている方から、464号線に架かっている橋の歩道部分がタイル張りになっており、雨や雪の日にかかり滑るため、何度も転倒していると聞いておりますが、そういう歩道の安全対策についても、指導課へ相談に行けば良いのですか。

事務局 指導課に相談していただければ良いと思います。

議長 確認ですが、令和4年度の4月から通学区域を変更したいということで、前回お話のありました周知期間としては1年程度となりますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

事務局 現在の推計の状況から、そのように考えております。

今回審議していただいている内容につきまして、答申をいただき、その答申を尊重した形で事務局としての方向性を出したいと考えておりますが、最終的には、教育委員会の中で決定をさせていただきます。

教育委員会の決定を受けてから、通学区域の変更について保護者の方などに周知することができるようになりますので、今年度中に答申をいただき、教育委員会で決定ができれば、来年度速やかに周知をしていきたいと考えております。

議長 委員の皆様から何かございますか。

委員 周知の期間ですが、学校の教職員数については、毎年、年内にある程度の生徒数や学級数の見込みから配置数が決まってくるので、もし中学校を選択できる地区があるのであれば、しっかり期日を決めてもらい、来年の11月頃までにどの中学校に行くのか結論を出してもらわないと学校側が混乱してしまう可能性があると思います。

事務局 例年8月頃に次年度の学区外就学の申請受付を開始しておりますので、遅くてもそれまでには周知をさせていただきたいと考えております。

議長 他に何かございますか。

委員 滝野小学校と滝野中学校がつながっていることで、現在、家庭科室や音楽室などは小学校と中学校が一緒に使用しておりますが、小学校の空き教室があれば、その教室を中学校で使用することはできないのですか。

委員 当初そのような考えもありましたが、普通教室については、中学校は箱型で区切られておりますが、小学校は区切りがなく、オープンになっており、その中に中学生が入るのは、タイムスケジュールも異なるため、生活がしづらくなり、厳しいと思います。

ただ、特別教室を共用することは可能であると考えます。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 前回、特別教室を転用して普通教室にするとのお話がありましたが、どんな教室を転用することになるのですか。

議長 これまで使用していたパソコン室について、来年度から各教室でパソコンによる学習が可能になるため、そこが転用可能になるということになります。

委員 特別教室の転用について、その他に考えられるとすると、元々滝野中学校は理科室が一つしかなかったのですが、中学校の理科は化学分野の授業と地学や生物分野の授業があり、それぞれ使う備品が違うため、理科室が2つあった方が教育的活動に良いので、視聴覚教室を理科室に転用しました。

今その教室で地学や生物の授業を行っておりますが、今後、普通教室が不足するようであれば、教育的活動に支障をきたすこととなりますが、その教室を

普通教室に転用するしかないと思われませんが、中学校としては、できれば避けたいところです。

議長 その他ございますか。

委員 西の原中学校も生徒数が増加すると、特別教室が足りなくなると考えられます。今後、増築が必要となった場合には、普通教室だけでなく、特別教室のことも考えていただきたいと思います。

議長 その他ございますか。

委員 先ほど事務局から今後の予定をお話していただきましたが、いつ頃までにどのような会議でどのように決めていくのかをきちんと把握したいため、できれば、資料として提供していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

次回の会議資料として、お示ししたいと考えております。

参考までに、前回の草深地区の通学区域の変更をしたときのスケジュールを申し上げますと、平成26年度に通学区域審議会を開催し、平成27年2月に答申をいただき、3月に定例教育委員会で通学区域の規則改正について承認をいただいております。

その後、平成27年7月に保護者の方などを対象に説明会を実施し、9月1日付けで市の広報、ホームページに掲載し、平成28年4月1日から通学区域を変更したところでございます。

議長 それでは、次回、委員の皆様からいただいた意見などを加味した答申案を作成していただき、答申をさせていただくということによろしいでしょうか。

事務局 次回、答申をしていただくために、委員の皆様からの意見を整理させていただきたいと思いますが、今回意見のありました草深地区の取扱いについて、審議会としての方向性をどのようにするのかを確認させていただきたいと思います。

議長 草深地区については、前回変更した経緯もあり、今回は考慮した方が良いのではないかとの意見でしたが、他の委員はそれでよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、事務局の方で、改めて、検討をしていただきたいと思います。

事務局 わかりました。

議長 その他ございますか。

 <意見等なし>

議長 それでは、次回、答申の内容について、検討をしていただきたいと思います。これまで出た意見としては、草深地区や滝野中学校に通学している兄弟関係の配慮について、今回通学区域が変更となる保護者、地域の方への周知について、464号線の横断を含めた安全対策に関し、関係機関への働きかけを行っていただくことについての3点を中心に検討していただいた答申とする方向でよろしいでしょうか。

 <異議なし>

議長 それでは、今回は委員の皆様の意見を加味して作成していただいた答申案についてを議題としたいと思います。

 続きまして、議事の（2）その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局 今回の審議会での諮問内容には直接含まれておりませんが、西の原中学校区の草深地区の方から既存の草深地区の保護者は船穂中学校の卒業生であることから、草深地区からは、大規模化する西の原中学校ではなく、船穂中学校に通学できるような対応を検討してほしいとの要望がありました。

 事務局としましては、大規模校の緩和策になると考えており、船穂中学校の施設の収容力が将来的にも余裕があると見込まれることを前提に、相談があった方には、通学区域制度の弾力的な運用の中で、船穂中学校への学区外就学を柔軟に認めていくことを考えております。

 本件につきまして、委員の皆様からご意見をいただき、対応を検討する際の参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 只今事務局から説明がありました。ご意見等ございますか。

 <意見等なし>

議長 それでは、事務局からの提案の方向で進めていただきたいと思います。

他に何かございますか。

事務局 事務局からは特にございません。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。
よって、進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、次第の5、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございますので、よろしくお願ひします。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様から何かございますか。

<なし>

事務局 それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回印西市通学区域審議会を終了
させていただきます。
長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料
- ・ 参考資料 令和2年度第1回印西市通学区域審議会 会議録

令和2年度第2回印西市通学区域審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和3年1月7日

委 員 神谷 ちぐれ
委 員 赤堀 久里子